

岩見沢都市計画区域（岩見沢市）（非線引き都市計画区域）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

(1) 目標年次

この方針では、岩見沢都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年（2030 年）の姿として策定する。

(2) 範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

岩見沢都市計画区域	市町名	範囲	規模
	岩見沢市	行政区域の一部	約 13,752 ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、道央広域連携地域空知地域南部に位置し、石狩平野東端の緩傾斜地の要衝を占めており、西には石狩湾に続く広大な石狩平野が広がり、北は平野の向こうにピンネシリ、神威尻岳等の樺戸山地を、東には夕張岳、芦別岳などが連なる夕張山地を望んでいる。

市街地並びに肥沃な農地は、東部の山地を源として南西に流下している幾春別川、利根別川、幌向川並びに夕張川等の河川が石狩川に流れ込む河川流域に広がっている。

また、岩見沢市は、このように恵まれた自然環境のもと、明治のはじめに石炭輸送のための鉄道の結節点として拓かれ、産炭地域の石炭や人・モノの輸送における中心都市として、また、陸上交通の要衝の地として発展してきたことから、現在の市街地は、JR 岩見沢駅を中心とする「岩見沢市街地」と最寄りの鉄道駅を中心としたそれぞれの地域で形成される「幌向市街地」、「上幌向市街地」、「志文市街地」及び「栗沢市街地」の構成となっている。

しかし、人口及び世帯数の減少、高齢化率の増加及び人口の低密度化が進んでおり、中心市街地の空洞化、公共交通の空白化、市街地外縁部における大規模未利用地の活用、主要産業である農地の保全などが課題になっている。

本区域では、市民主体による協働のまちづくり、地域特性を活かした魅力あふれるまちづくり、次世代につなげる持続可能なまちづくりを基本に、岩見沢市総合計画の将来の都市像を「人と緑とまちがつながり ともに育み未来をつくる 健康経営都市」としている。

本区域の都市づくりとしては、人口減少、高齢化が進行している状況であることから、公共公益施設のほか、医療・福祉や商業・業務地といった都市機能の集積を誘導し、再生可能エネルギーやリサイクル等の推進を図り、資源循環の進んだ効率的でコンパクトなまちづくりを推進するとともに、都市の防災性の向上が図られ、安全・安心で良好な住環境の確保や、公共交通ネットワークの形成を図り、市街地における利便性の向上を目標とする。

中心市街地については、岩見沢中心市街地活性化基本計画に基づき、多世代のふれあいを育み、岩見沢らしい魅力を高めた活性化の発信拠点を目指し、「まちなか居住、まちなか回遊、まちなか交流の促進」を活性化の目標とする。

今後、人口の減少、高齢化の進行を踏まえ、次のようなまちづくりが求められている。

- ①市街地における利便性の向上を図るため、都市機能を集積した拠点や、安全安心で良好な住環境が保全された住宅地の形成、公共交通ネットワークの形成を進める。
- ②岩見沢市の豊かな自然環境の保全、農地や営農環境の保全による農業振興を進めるとともに、岩見沢市の歴史的資源なども活かし、移住・定住の促進に向け、街の魅力、住環境の向上を進める。
- ③市民主体の自主自立のまちづくりの実現に向けて、まちづくりへの市民の共感や参加を促すとともに、民間事業者が有する技術力やノウハウを活用した公民連携によるまちづくり、市街地整備を進める。

II. 区域区分の決定の有無

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。

なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林業への影響も少ないことから、未線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口や世帯数は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後もこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。

今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

III. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域は、空知産炭地域から石炭や人・モノを輸送する鉄道の交通結節点として、各鉄道駅及び3・3・2号12号通(国道12号)、3・3・1号234号通(国道234号)を基軸とし、計画的に市街地の整備が進められてきた。

しかしながら、近年は炭鉱の閉山等経済状況の変化とともに、人口の減少や高齢化、商業業務機能の衰退による中心市街地の空洞化が進行し、まちなかの賑わいが低下しており、中心市街地としての機能の回復が求められている。

このため、本区域では、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地、工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、高度利用住宅地、一般住宅地と専用住宅地で構成する。
- ・高度利用住宅地は、中心商業業務地や幹線道路沿道に配置し、まちなか居住の推進を図るほか、周辺住宅地の住環境に配慮したうえで近隣住民のための大規模な生活利便施設等が立地する住居と商業・業務施設等が複合化した土地利用の形成を図る。
- ・一般住宅地は、中心商業業務地及び沿道商業業務地周辺に配置し、専用住宅地等のための生活利便施設の立地を許容しつつ、中高層住宅、低層住宅が並存する良好な住環境の整備及び保全を図る。

- ・専用住宅地は、郊外の住宅地や幌向、上幌向地区及び今後開発される住宅地に配置し、低層住居として良好な住環境の形成及び保全を図る。

② 商業業務地

- ・本区域の商業業務地は、中心商業業務地、地域商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、JR岩見沢駅を中心に配置し、南空知圏における商業業務の中心地区としての役割を果たし、多くの商業業務施設が集積している地区である。今後も、商業業務系施設（IT関連を含む）の集積を図るとともに、まちなか居住などの機能を備えた複合施設や駅前通などの環境整備等による地区の魅力の向上を積極的に図る。
- ・地域商業業務地は、幌向、上幌向、志文及び栗沢の各鉄道駅周辺に配置し、中心商業業務地を補完し、地域住民の日常的な活動を支える生活利便施設等の誘導を図る。
- ・沿道商業業務地は、3・3・2号12号通（国道12号）及び3・3・1号234号通（国道234号）沿道に配置し、既に多くのロードサイドショップの立地が進み、市民の日常的なサービス空間として定着しており、中心商業業務地区との役割分担に配慮しながら、今後も車社会に対応した沿道サービス施設等の立地を誘導する。

③ 工業・流通業務地

- ・本区域の工業・流通業務地は、一般工業地と流通業務地で構成する。
- ・一般工業地は、幹線道路沿道の利便性を活かし、岡山工業団地、上幌向工業団地、栗沢・道央栗沢工業団地及び東町周辺地区に配置し、今後とも周辺環境を悪化させる恐れのない工業の集積を図るため、特別用途地区を活用した合理的な土地利用を誘導する。
- ・流通業務地は、岩見沢インターチェンジに隣接する南空知流通工業団地と流通、運輸の沿道サービス施設が立地する主要幹線道路沿いに配置し、物流や卸売の拠点形成を図る。

④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・住宅地については、大規模未利用地の用途地域の見直しや、公共交通の再編、都市機能の集約にあわせ、居住者の利便性の向上を図るような土地利用の見直しを行う。
- ・商業業務地については、都市機能や地域の生活利便施設等の誘導を図るほか、専ら住宅地として利用されている土地の区域について、用途転換や用途純化を検討する。
- ・工業・流通業務地については、6次産業関連施設や物流関連施設の誘導など必要に応じて、土地利用の促進や用途地域の見直し、広域交通のアクセス性が高い地域への配置などを検討する。

（2）市街地における建築物の密度の構成に関する方針

- ・住宅地のうち、高度利用住宅地及び一般住宅地は中密度での土地利用を、専用住宅地は低密度での土地利用を基本とし、地区の特性に応じた良好な住環境の形成及び保全を図る。
- ・商業業務地のうち、中心商業業務地は高密度での土地利用を、地域商業業務地及び沿道商業業務地は中密度から高密度での土地利用を基本とし、地区の特性を踏まえた適切な密度で土地利用を図る。
- ・工業・流通業務地は中密度での土地利用を基本とし、地区の特性を踏まえた適切な密度での土地利用を図る。

（3）市街地の土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

- ・中心市街地については、都市全体の魅力の発信やコミュニティ・文化活動の拠点と

しての役割を有していることから、商業・業務をはじめ、行政施設、教育・文化、医療・福祉・子育て支援等の都市機能の誘導、集積を進める区域として、地区計画等を活用し、未利用地の有効活用及び高度利用を進め、生活拠点の形成を促す。

② **居住環境の改善又は維持に関する方針**

・低層系住居専用地域においては、良好で清閑な住宅地としての居住環境の維持を図る。

③ **都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針**

- ・岩見沢神社境内及び栗沢神社境内樹林地は、市街地における良好な自然環境を有していることから、今後もその良好な風致景観の保全を図る。
- ・東山公園周辺は市民の憩いの場として、また多様な生き物などの生息、生育環境を有していることから、今後もその緑化、保全を図る。

(4) **その他の土地利用の方針**

① **優良な農地との健全な調和に関する方針**

・本区域の内、集团的農用地や国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るためにも、今後とも優良な農地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。

② **災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針**

- ・溢水、湛水、がけ崩れ、その他災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、樹林地の保全、緑化の促進や保全に努め、災害を防止するための適正な措置を講ずる。
- ・既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。

③ **自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針**

・基本的に市街地の拡大を抑制し、利根別自然休養林、志文学術自然保護地区、鉄道防風林、その他の樹林地や周辺の農地等について、今後とも良好な自然環境を保全するとともに、市街地内緑地については維持・保全と緑化推進に努める。

④ **秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針**

- ・コンパクトなまちづくりに向けて、用途地域内を優先的かつ積極的に市街化するとともに、今後も市街化が見込まれない地区については、農林業と調整を図りながら用途地域の適切性を勘案し廃止を含めた見直しを検討する。
- ・用途地域の指定がない地域については、無秩序な市街化を抑えることとし、現在の土地利用状況を勘案し、農林業との十分な調整を図りながら特定用途制限地域等の活用も含め検討する。

2. **都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針**

(1) **交通施設**

① **基本方針**

a **交通体系の整備の方針**

本区域は、空知管内の南部に位置する地方中心都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮しつつ、都市内の交通体系の形成を進める。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとと

もに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港、港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める。
- ・駅前周辺地区においては、駅前通をまちのシンボルロードとして、都心回遊型の歩行者空間の整備を進める。

b 整備水準の目標

- ・交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って整備を図っていくこととし、当面次のような整備水準を目標とする。
- ・街路網については、広域交通に対応する骨格街路網の整備を促進するとともに、都市内の幹線街路網は各道路機能に応じて段階的な整備を進め、将来の幹線街路網密度がおおむね 2.72 km/k m^2 となるように都市計画道路の整備を図る。

	平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	2.38 km/km^2	2.52 km/km^2

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・北海道縦貫自動車道が市街地を通過していることから、広域的な高速交通ネットワークを確保しつつ、都市と地域を結ぶ広域交通の 3・3・1 号 234 号通(国道 234 号)及び 3・3・2 号 12 号通(国道 12 号)とのアクセス機能の強化のため、3・4・3 号 4 条通(主要道道岩見沢月形線、一般道道岩見沢停車場線)、3・4・8 号西 10 丁目通(一般道道美唄達布岩見沢線)、3・4・12 号東 2 丁目通(主要道道岩見沢月形線)、3・4・18 号南町 2 丁目通(主要道道夕張岩見沢線)、3・4・23 号 6 条通(一般道道岩見沢桂沢線)、3・2・27 号岩見沢三笠通(主要道道岩見沢三笠線)及び 3・3・36 号岩見沢石狩通(主要道道岩見沢石狩線)を配置し、都市や地域を結ぶ広域交通の充実を図るための道路網とする。
- ・都市内骨格街路網として、3・5・4 号南 16 号通(一般道道栗沢工業団地大和線)、3・4・7 号 1 条通(一般道道岩見沢停車場線)、3・4・11 号中央通(一般道道上志文 4 条東線)、3・4・28 号幌向南 3 号通(一般道道栗丘幌向停車場線)、3・4・29 号上幌向南 9 号通(一般道道中幌向栗沢線)、3・4・51 号栗沢駅前通(一般道道栗沢停車場線及び栗沢南幌線)及び 3・4・52 号栗沢 1 条通(一般道道中幌向栗沢線及び栗沢南幌線)を配置するとともに、幹線街路として、3・4・10 号駅前通(一般道道岩見沢停車場線)を配置し、都市内交通環境の改善を図る。

b 交通結節点等

- ・JR 函館本線及び室蘭本線岩見沢駅に駅前広場を配置し、各交通機関の連携を図り、交通結節点機能を確保するとともに、通勤通学などの需要に対応するため駅

東自転車駐車を配置し、今後も中心市街地の交通の円滑化と利便性の向上を図るため、適切な駐車の配置に努める。

③ 主要な施設の整備目標

a 道路

おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は、次のとおりである。

- ・ 3・3・2 号 12 号通（国道 12 号）
- ・ 3・5・4 号南 16 号通（一般道道栗沢工業団地大和線）
- ・ 3・4・10 号駅前通（一般道道岩見沢停車場線）
- ・ 3・4・15 号東山公園通（市道 14 条線、市道鳩が丘上志文線）
- ・ 3・4・17 号美園 7 条通（市道南 4 線）
- ・ 3・4・22 号東 17 丁目通（市道競馬場線、市道競馬場跡地線）
- ・ 3・4・39 号西 20 丁目通（市道西 20 丁目線、市道若松中央線）

上記路線の整備を促進する。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備方針

近年における都市化に伴い、市街地の保水機能の低下等、水環境機能に大きな変化が生じている。

このため、土地利用と河川及び下水道整備計画との整合を図り、総合的な治水対策を促進する。

ア 下水道

- ・ 良好な都市環境の確保、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図り、都市の健全な発展と衛生環境の向上に資するため、下水道整備を促進する。

イ 河川

- ・ 流域が本来有している保水・遊水機能の確保を図り、流域の土地利用計画等を勘案し、総合的な治水対策を推進し、自然環境に配慮しつつ、親水を目的とした水辺空間の整備に努めるとともに、自然環境の保全を図る。

b 整備水準の目標

ア 下水道

- ・ 本区域の下水道普及率は、平成 27 年(2015 年)で 86.4%、水洗化率は 98.3%であり、整備は概ね完了している。今後は老朽化した下水道施設の計画的な改築を進め、健全な下水道事業の継続を図る。

イ 河川

- ・ 河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

- ・ 岩見沢公共下水道については、岩見沢処理区、幌向処理区及び栗沢処理区に処理場を配置し、処理区内にポンプ場及び幹線管渠を適切に確保する。

b 河川

- ・ 幾春別川、幌向川、利根別川、南利根別川、東利根別川、ポイントネ川及び最上川を主とする河川については、各種事業等との調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然環境と市街地が融合する河川空間の整備を図る。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・下水道については、老朽化した下水道施設について、リスク評価に基づいた施設の長寿命化を図りながら、改築を行う。
- ・利根別川、南利根別川、東利根別川及びポイントネ川については、周辺の土地利用との整合を図りながら河川改修を促進する。

(3) その他都市施設

- ・岩見沢市塵芥処理場、岩見沢広域じん芥処理センター、岩見沢塵芥処理場、岩見沢市リサイクルセンター、公設道央地方卸売市場及び浄安殿については、それぞれの施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理又は建替整備等を行う。
- ・その他のごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域の中心商業業務地を含む岩見沢駅周辺地区については、その機能のより一層の集積と拡大を図るため、地区計画等の活用や民間の活力を導入することにより、未利用地の有効活用や土地の高度利用と中心市街地の活性化を図る。

4. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域は、市街地の南部から東部にかけて展開する緑豊かな利根別丘陵樹林地、郊外地を流れる幌向川や市街地中央部を取り囲むように流れる幾春別川及び利根別川を主とする河川空間が緑の骨格を成し、良好な都市環境が形成されている。

本区域の都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置を図る。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置の方針

a 環境保全系統

- ・都市の骨格となる緑地として、いわみざわ公園、利根別自然公園、利根別川河川緑地、幾春別川リバーパーク、東山緑地及び東利根別川東山緑地を配置する。

b レクリエーション系統

- ・日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、街区公園を各街区に、近隣公園を各住区に、地区公園を4住区ごとにそれぞれ1箇所ずつ配置することを基本とするとともに、週末圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、いわみざわ公園、利根別川河川緑地及び幾春別川リバーパークを配置する。

c 防災系統

- ・災害時における防災拠点として、東山公園及びいわみざわ公園を設置する。

d 景観構成系統

- ・郷土景観を形成する室蘭本線跡地緑地及び都市のシンボルとなる鳩が丘記念緑地を配置する。

e その他の系統

- ・地域特有の歴史を有する岩見沢神社地区及び栗沢神社地区並びに生態系の保全に有効な志文町地区及び上志文地区については、風致地区又は特別緑地保全地区の

指定を検討する。

- ・緑が丘霊園を配置し、既存樹林地等周辺の自然的環境と一体的に静寂な土地を保全する。

② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

- ・コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。
また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

- ・都市緑地法の規定に基づき策定した「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として、都市計画決定を行う。

(4) 主要な緑地の確保目標

① おおむね 10 年以内に整備予定の主要な公園緑地等

- ・いわみざわ公園及び利根別自然公園の整備を図る。
- ・緑が丘霊園の造成を図る。

② おおむね 10 年以内に指定予定の主要な特別緑地保全地区等

- ・特別緑地保全地区として、上志文地区のいわみざわ公園に隣接する貴重な樹林地の指定を検討する。